

分担金・拠出金の名称		ロッテルダム条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	31,859千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国連環境計画(UNEP・バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局)	義務的拠出金			C
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・ロッテルダム条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応するための手続を策定した条約。同条約は、2004年5月に発効、我が国は2003年に締結。締約国数は、156か国及び欧州連合(EU)(2017年5月現在)。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)及び国連食糧農業機関(FAO)が共同で提供し、ジュネーブ(スイス)及びローマ(イタリア)に所在。UNEPが提供する事務局(ジュネーブ)については、2011年からバーゼル条約及びストックホルム条約との共同の事務局となっている。 (2)拠出に当たっての成果目標 締約国会議(COP)等において我が国が参画して達成された合意形成を増加させることにより、世界的な条約実施を推進するとともに、これらの合意に我が国の立場を可能な限り反映させる。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機 関等 の活 動・ 組 織 につ いて	1 当該機関等 の専門分野にお ける活動の成果・ 影響力	・ロッテルダム条約は、特定の有害な化学物質の特性についての情報の交換を促進し、当該化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定し並びにその決定を締約国に周知させることにより、人の健康及び環境を潜在的な害から保護し並びに当該化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協働の努力を促進することを目的としている。 ・具体的には、本条約に登録された特定の有害な化学物質を輸出する締約国にかかる、事前のかつ情報に基づく同意(PIC)の手続を取得する義務等を規定し、有害な化学物質の輸出入を規制している。 2017年5月に開催されたCOPでは、4種の化学物質群を新たに本条約の対象物質とする決定が採択され、有害な化学物質の輸出入の規制が強化された。 ・各国共通の目標や指標を掲げ、協調して化学物質及び廃棄物に関する課題に取り組む枠組みとして「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)」(2006年創設)がある。これは条約等に基づくものではなく、各国に対応を義務付けるものではないが、ロッテルダム条約は、同じく化学物質・廃棄物に係るストックホルム条約及びバーゼル条約とともに、強制力を持つ枠組みとして締約国に対応を促し、SAICM達成の目標年である2020年に向けた適正な廃棄物と化学物質の管理の推進に貢献している。 ・我が国は、COPにおける事業計画、予算案についての審議に参加するとともに、COPの下部機関である化学物質審査委員会に専門家を派遣することにより、我が国の立場を反映させるよう努めつつ、条約の実施に積極的に貢献している。				
	2 当該機関等 の組織・財政マネ ジメント	・2011年から、廃棄物や化学物質の国際的管理について規定するバーゼル条約及びストックホルム条約との合同事務局を設置し、三条約に共通する事務局機能等を共有して運営の効率化を進めている。 ・事務局は、2年に1回開催されるCOPの機会に、直近2年間の活動報告や支出報告と今後の活動計画や予算を提出し、締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国として、EU等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。直近のCOP(2017年4月～5月)では、今後2年間の三条約共同事務局予算について、約3%増の事務局提案に対し約1%増に留めるよう査定された。 ・事務局は、OIOSの監査を受けており、2014年に公表された同監査の結果によれば、財政マネジメント等について、おおむね適正ではあるものの、三条約の基金の一本化や事務局運営に係る当座資金の積み増し等を行うよう提言を受けている。事務局は新しい経理システムの導入や当座資金確保のための予算措置等によりこれらの提言に適切に対応している。 ・我が国は、COPにおける活動計画や予算案の協議に参加し、OIOSの監査結果の妥当性についても、他の締約国と共に精査を行っている。また、日常的に事務局と連絡を取り、我が国の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。 ・2017年8月に発効する予定の「水銀に関する水俣条約」事務局と共通する事務局業務を一体的に行うこと等により、さらに効率的な事務局の運営を実現すべく検討が進められている。				

Ⅱ 当該機 関等と日本との 関係につ いて	3 日本の外交 課題遂行にお ける当該機関等の 有用性	・ロッテルダム条約は、特定の有害な化学物質の特性についての情報の交換を促進し、当該化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定し並びにその決定を締約国に周知させることにより、人の健康及び環境を潜在的な害から保護し並びに当該化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協働の努力を促進することを目的としている。 ・具体的には、本条約に登録された特定の有害な化学物質を輸出する締約国にかかる、PICを取得する義務等を規定し、有害な化学物質の輸出入を規制する機能を有している。 ・主要抛出国である我が国が抛出国を減額した場合、このような国際的枠組みの機能不全を引き起こすおそれがあり、結果、我が国の高い信用が失われることになりかねない。 ・ロッテルダム条約は、上述のとおり、特定の有害化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定するものであり、我が国のみで達成できるものではなく、我が国が実施する化学物質の管理能力向上等に係る取組とは補完的な役割を有する。 ・ロッテルダム条約では、特定の有害化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定しており、我が国は、COPの下部機関である化学物質審査委員会に専門家を派遣すること等によって、本条約の対象となる有害化学物質の評価に技術的な情報、意見の提供を行っている。また、COPにおける協議のプロセスにおいても、対象とする化学物質の選択等について、我が国意見が反映された決議案が採択されている。 ・2年毎に開催されているCOPの機会を捉えて、事務局長と我が国代表団長の意見交換を行っている。直近では2017年5月のCOPの機会に、我が国代表団長を務めた環境省地球環境審議官が事務局長と意見交換を行った。 ・ロッテルダム条約は、特定の有害化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定していることから、業務上化学物質の輸出入を行う必要のある事業者には直接・間接にその影響が及ぶ他、労働環境の安全性向上を訴える市民社会団体の関心も高い。我が国は締約国として、有害化学物質による人の健康及び環境に対する潜在的な損害を抑止し並びに当該化学物質の環境上適正な使用を確保しつつ、我が国事業者が、円滑に事業を行うことができるよう、条約による国際枠組みの策定に貢献している。 ・COPやその準備会合、また化学物質審議会での検討作業等に積極的に関与し、我が国の政策と整合性を確保しつつ、現実的かつ合理的な決議が採択されるよう、働きかけを行っている。
	4 当該機関等 における日本人 職員・ポストの状 況等	・事務局の専門職以上に占める日本人職員は1名。2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め効率化が図られたが、日本人職員数は維持されている。また、同職員は、事務局長の補佐役を務め、COPにおける議事進行を補佐する等、事務局内におけるプレゼンスを高めている。 2015年6月時点：2.6%（日本人職員1名/ 専門職以上の職員38名） 2017年5月時点：2.6%（日本人職員1名/ 専門職以上の職員38名） ・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標は3.1%であり、事務局の専門職以上の職員数38名に対しては1名の日本人職員が望まれるところ、2017年5月時点での日本人職員は1名であり、適正な水準にある。 ・COPの下に設けられている化学物質審査委員会に専門家を出席させるなど、我が国の知見を反映させ、合理的な審査が行われるよう取りはからっている。 ・COPやその準備会合の機会や、我が国在外公館と事務局との日常的な協議の際に、ポストに空席が生じた場合には日本人の採用を検討するよう申し入れている。
	5 日本の抛 出金等の執行管 理におけるPDCA サイクルの確保	PLAN: COPにて2か年事業計画及び予算案を審議、承認。 DO: 我が国義務的抛出国の支払、事務局による事務局運営、事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた事務局の活動のモニタリング。 CHECK: 査報告書やCOP等における運営・活動の評価。 ACT: 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 ・2年毎に開催されるCOPに提出される資料の一つとして会計報告書が公開される。直近の報告書は2017年3月に公開されており、またCOPにおいて会計について事務局説明が行われ、締約国抛出国金が適切に執行されていることが確認される。 ・COPにおいては、総会の他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催される。また、事務局と個別に協議する機会もあり、これらを通じてより効率的な事務局運営に向けた提案や我が国の関心事項等を示すことで、条約の運営の改善を促している。
	担当課室名	地球環境課